

令和 8 年度三沢市地方就職学生支援金交付要綱

(令和 8 年 7 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 三沢市は、東京圏から当市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、令和 8 年度予算の範囲内において、三沢市地方就職学生支援金（以下「学生支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、あおもり移住支援事業実施要領及び法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 東京圏のうち、別表に規定する市町村をいう。

(対象経費)

第 3 条 学生支援金の交付の対象となる経費及びその額は、次に掲げる費用とする。ただし、企業等から補助を受ける場合は、当該各号から当該補助金を差し引いた額とする。

- (1) 交通費 就職活動のための移動に要した費用のうち、合理的な経路及び方法により、居住地から当該就職活動が行われる会場等までの往復の公共交通機関の利用料金
- (2) 移転費 東京圏（条件不利地域を除く。）から移住先への就職に伴う転居に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った金額

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金その他これに類する給付の対象として交付を受けた経費又は交付を受ける予定である経費は、交付対象経費としない。

(学生支援金の額)

第 4 条 学生支援金の額は、次に掲げる各号に定める額とし、その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 交通費 前条に定める対象経費の 2 分の 1 の額とし、1 万 8 千円を上限とする。ただし、令和 8 年 3 月 1 3 日までの利用分については、1 万 7 千

円を上限とする。

(2) 移転費 前条に定める対象経費とし、10万8千円を上限とする。

(交付の要件)

第5条 学生支援金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元に関する条件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学の卒業年度又は大学院の修了年度において、東京都内に本部がある大学又は大学院（以下「大学等」という。）の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに原則として4年以上在学し、当該大学等を卒業し、又は修了していること。ただし、交通費については、卒業又は修了見込みである者も対象とする。

(イ) 卒業年度又は修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 当市に移住したこと。ただし、在学中に交通費を申請する場合にあつては、卒業後又は修了後に当市に移住する意思を有し、かつ、青森県内に所在する企業等への就職が内定していること。

(イ) 申請日において、卒業日若しくは修了日から1年以内であり、かつ、就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合にあつては、申請日において、就業開始予定日前1年以内であること。

(ウ) 申請日から1年以上、継続して当市に居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合にあつては、卒業後又は修了後に青森県内に所在する企業等に就職し、転入日（住民票を移さずに転出していた者にあつては就業開始日）から1年以上、当市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 三沢市暴力団排除条例（平成24年三沢市条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者及び同条第1号に規定する暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 県知事又は市長が学生支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 卒業日又は修了日から 1 年以内に、勤務地が青森県内に所在する企業等に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む企業等への就職でないこと。

(ウ) 三沢市暴力団排除条例（平成 24 年三沢市条例第 11 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当する者及び同条第 1 号に規定する暴力団等の反社会的勢力と関係を有する企業等への就職でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人等を除く。）への就職でないこと。

(オ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている企業等への就職でないこと。

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、在学中に交通費を申請する場合にあつては、次に掲げる事項に該当する見込みであること。

(ア) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。

(イ) 当市を中心とした勤務を基本とする採用であること。

(ウ) 青森県外への勤務を前提としない採用であること。

(交付の申請)

第6条 学生支援金の交付を受けようとする者は、令和8年度三沢市地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号の1、様式第1号の2又は様式第1号の3）に次に掲げる書類を添えて、令和9年1月15日までに市長に提出するものとする。

(1) 共通書類

- ア 本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード等の写し）
- イ 東京圏内（条件不利地域を除く。）における在住が確認できる書類
- ウ 勤務条件を確認できる書類
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 在学中に交通費を申請する場合

- ア 就業（内定）証明書（様式第2号）
- イ 在学証明書
- ウ 対象経費の支払を確認できる領収書等の写し

(3) 卒業後又は修了後に申請する場合

- ア 移住先の住所がわかる書類（住民票）
- イ 就業（内定）証明書（様式第2号）
- ウ 卒業証明書又は修了証明書
- エ 対象経費の支払を確認できる領収書等の写し

（交付決定及び額の確定の通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、学生支援金交付の可否を決定することとし、適当と認める場合は、速やかに令和8年度三沢市地方就職学生支援金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（学生支援金の請求）

第8条 学生支援金の請求は、令和8年度三沢市地方就職学生支援金請求書（様式第4号）によるものとし、前条に規定する交付決定兼確定通知書の写しを添付して行うものとする。

（報告及び立入調査）

第9条 県知事及び市長は、あおもり移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、当該事業に関する報告を

求めること及び立入調査を行うことができる。

（学生支援金の返還）

第10条 市長は、学生支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合、令和8年度三沢市地方就職学生支援金返還命令書（様式第5号）により、学生支援金の全額について返還を命ずるものとする。ただし、第3号及び第4号については、在学中に交通費を申請した者に限る。

- (1) 虚偽の申請等をした場合
- (2) 居住の実態がないと認められる場合
- (3) 申請日から1年以内に学生支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
- (4) 申請日から1年以内に当市に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に当市に住民票がある場合を除く。
- (5) 就業開始日から1年以内に学生支援金の要件を満たす職を辞した場合。
ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業等に就業する場合を除く。
- (6) 申請日から1年以内に市外に転出した場合。ただし、在学中に交通費を申請した者にあつては、当市への転入日から1年以内に市外に転出した場合とし、当該者が住民票を移さず転出していた者であるときは、第5条第2号を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に市外に転出した場合とする。

（学生支援金の返還の免除）

第11条 学生支援金の交付を受けた者は、前条に規定する返還要件に至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときには、令和8年度三沢市地方就職学生支援金返還免除申請書（様式第6号）に返還免除理由を証する書類を添えて市長に返還の免除を申請することができるものとする。

2 市長は、前項の申請を受理した場合は、県と協議の上、返還免除の可否に係る決定内容を令和8年度三沢市地方就職学生支援金返還免除承認（不承認）通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（就業等の状況報告）

第12条 学生支援金の交付を受けた者は、第10条に掲げる要件に該当しな

いことを証明するため、学生支援金の交付を受けた次の年度から市長が認める年度まで、毎年度３月３１日における就業等の状況について、原則として、その翌年度の５月３１日までに次に掲げる書類の提出により市長に対して報告しなければならない。

(1) 就業証明書（様式第２号を準用）

(2) 現住所がわかる書類（住民票等）

２ 前項の場合において、学生支援金の交付を受けた者が第９条に該当することとなったときは、市長に速やかに報告しなければならない。

（返還請求に係る情報共有）

第１３条 市長は、学生支援金の交付を受けた者が返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに県と情報共有するものとする。

（雑則）

第１４条 この要綱に定めるもののほか、学生支援金の交付に必要な事項は、県と市が協議して定める。

附 則

（施行期日等）

１ この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

２ この要綱による規定は、令和７年４月１日以降に当市に転入した者について適用する。

別表（第2条関係）

都県名	市町村名
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村